

平成28年第1回竜王町議会定例会（第1号）

平成28年3月1日

午後1時00分開会

於 議 場

1 議 事 日 程（第1日）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議第 3号 竜王町課設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議第 4号 竜王町行政不服審査会条例
- 日程第 5 議第 5号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例
- 日程第 6 議第 6号 竜王町職員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議第 7号 竜王町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議第 8号 竜王町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議第 9号 竜王町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議第10号 竜王町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議第11号 竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議第12号 竜王町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議第13号 竜王町税条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議第14号 竜王町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議第15号 竜王町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議第16号 竜王町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議第17号 竜王町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

- 日程第18 議第18号 平成27年度竜王町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第19 議第19号 平成27年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
- 日程第20 議第20号 平成27年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第3号）
- 日程第21 議第21号 平成27年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議第22号 平成27年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第23 議第23号 平成27年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議第24号 平成27年度竜王町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第25 議第25号 平成28年度竜王町一般会計予算
- 日程第26 議第26号 平成28年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算
- 日程第27 議第27号 平成28年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）予算
- 日程第28 議第28号 平成28年度竜王町学校給食事業特別会計予算
- 日程第29 議第29号 平成28年度竜王町下水道事業特別会計予算
- 日程第30 議第30号 平成28年度竜王町介護保険特別会計予算
- 日程第31 議第31号 平成28年度竜王町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第32 議第32号 平成28年度竜王町水道事業会計予算
- 日程第33 議第33号 町道路線の認定について
- 日程第34 議員派遣について

2 会議に出席した議員（12名）

1番	貴多正幸	2番	小西久次
3番	若井猛志	4番	森島芳男
5番	森山敏夫	6番	内山英作
7番	松浦博	8番	古株克彦
9番	菱田三男	10番	山田義明
11番	岡山富男	12番	小森重剛

3 会議に欠席した議員（なし）

4 会議録署名議員

7番	松浦博	8番	古株克彦
----	-----	----	------

5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	竹山秀雄	副町長	川部治夫
教育長	岡谷ふさ子	総務主監兼 産業振興課長	杼木栄司
会計管理者	犬井教子	政策推進課長	関司明德
総務課長	奥浩市	税務課長	田邊正俊
生活安全課長	井口清幸	住民課長	知禿雅仁
福祉課長	嶋林さちこ	健康推進課長	中寫幸作
発達支援課長	木戸妙子	農業委員会事務局長	竹内修
建設計画課長	井口和人	上下水道課長	徳谷則一
工業団地推進課長	尾崎康人	教育次長	松瀬徳之助
学務課長	重森義一	生涯学習課長	西川良浩

6 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	若井政彦	書記	寺本育美
--------	------	----	------

開会 午後1時00分

○議長（小森重剛） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は、12人であります。よって、定足数に達していますので、これより平成28年第1回竜王町議会定例会を開会いたします。

会議に入ります前に町長より発言の申し出がございますので、これを認めることにいたします。

竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 皆さん、こんにちは。平成28年第1回竜王町議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日、平成28年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変御多用の中を万障お繰り合わせの上御出席を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

三寒四温を繰り返しながら、日一日と春めいていくことかとは存じますものの、まだまだ寒さが続いております折、議員の皆様におかれましては、御健勝にて日々議会活動に御専念をいただき、深甚の敬意を表しますとともに、我々行政に携わっております者に対しまして、格段の御指導と御鞭撻を賜っておりますことに、衷心より厚く御礼を申し上げます。

昨年12月から、新年度の予算編成にとりかかってまいりましたが、率直に申し上げますと、本町の財政状況は一段と硬直化が進み、厳しさが増してきている実態であります。就任させていただいてより、財政の健全化を訴え、行財政改革に取り組ませていただいた結果、一般会計、特別会計合わせて124億円あった借金が、現在では90億円を切るところまで縮減となりました。34億円削減ということであります。

実質公債費比率が18%を上回り、一時は20%となりました折には、破綻を危惧いたさねばならないぐらいの切迫感を覚えた次第ですし、長きに及んで起債発行許可団体に陥っていた状況から一刻も早く脱却するべく、町の皆様の御協力、御理解を求めながら、事業点検とあわせ、支出の見直しと税収増への取り組みの結果、平成26年決算数値をもって、12.7%にまで改善となりました。このことは、既に広報等で皆様に御報告申し上げているとおりであります。

行財政改革が進んだ結果ではありますが、平成27年には、法人税見直しや、消費税率アップによる駆け込み需要の反動で、町内大手企業の業績に影響が生じ、税の還付を行わねばならなくなったこと等、財政運用面でその厳しさが増してき

たことは否めなく、平成27年当初予算において、財政調整基金を4億6,000万円も取り崩さないと収支のバランスがとれなかった状況から、平成28年度の予算編成に当たっては、間際になって慌てなくてもよいように、平成27年度予算執行に際しては、総点検を年初からしっかりと行っていく必要があると全職員に伝えての新年度予算編成でありました。

前年度対比10%シーリングと事業見直しにより、予算編成の作業を続けたところでありましたが、税収の減、また、扶助費を初め、義務的経費の増大で、先にも述べましたとおり、財政の硬直化が一段と進んでおり、平成28年度当初予算においても、財政調整基金から2億6,000万円の繰り入れを行い、やっとのことで数字がぐくくれたところでもあります。

私が就任させていただいた際の基金総額が20億円程度でしたが、積み増しと、とり崩しを繰り返しての財政運用の中、平成27年度においては、就任当初の20億円の水準になっていますものの、平成28年度においては、この金額を下回ってしまうこととなります。

こういった実態のもと、新年度の予算審議をお願い申し上げるところではありますが、持続可能ならしめる自治体の条件として、財政の問題、人口の問題は避けて通れない道でありますので、議員各位の御指導をよろしくお願いいたします。

先の第1回臨時会にて触れさせていただきましたが、1月27日に本町の2つの道の駅、竜王かがみの里とアグリパーク竜王が、全国で1,079駅ある施設の中から重点道の駅として、地方創生の拠点の選定を国土交通省から受けたところでもあります。平成26年度に35駅が選定され、平成27年度は38駅で、合計で73駅が重点道の駅として登録されたこととなります。平成27年度において、近畿地方では7駅、滋賀県ではほかにもう一駅、長浜市の三姉妹の里が選定されました。

今回の選定基準の中に、中山間地域の活性化に道の駅がどれだけの役割を果たしているかという項目があり、三姉妹の里は、まだオープンされておらず、全国の道の駅を手本に新しい取り組みを示され、選定となったように聞いていますが、既存の施設では県内において本町のみであり、地方創生に関連する事業には、省庁横断にて補助、支援が受けられる道の駅となり、感謝いたしている次第であります。

竜王かがみの里は街道筋で、ドライバーの休憩、情報提供、食事等、ゲートウェイ型として、本来の道の駅施設であります。

一方、アグリパーク竜王は、体験型、滞在型、地域密着型、すなわち公園タイプの施設であり、昨年4月に道の駅に登録となりました。このたびの重点道の駅選定においては、2つの道の駅を組み合わせた、さらなる活性化への新しい取り組みを発表した結果が国土交通省の認め得るところとなり、期待を合わせての選定となったと聞いています。その後、全国からの問い合わせの電話が入り、見学や研修の申し込みも続いておりました。その対応と、道の駅が果さねばならない社会的役割と地域創生への貢献を、施設の職員に伝えている次第であります。

3月17日には、いよいよ近江八幡消防署竜王出張所が竣工となります。長年に及ぶ町の皆さんの願いが届き、常備消防が竜王町に誕生することになったわけです。総面積6,600平方メートルのうち1,600平方メートルを防災拠点に当て、水防倉庫と備蓄倉庫、また、竜王町消防団の日々の練習や、ポンプ操法大会を開催できる設備並びに面積を確保いたしました。3月18日より業務開始となりますが、同時に、地元竜王町消防団との連携も強くなるものと思っていますし、町の皆さんの安全で安心な暮らしを守る消防施設として期待しているところであります。

もう一点であります。滋賀竜王工業団地の造成工事も、おおむね計画どおり進めていただいております。平成29年3月には、全区画分譲を目指して、滋賀県土地開発公社と滋賀県と本町がスクラムを組み、企業誘致活動を行っています。12月の定例会でも申し上げましたとおり、現時点で1社が決定していますが、平成28年中に少なくとも2社の誘致を決めていただきたいというのが、私の願いでもあります。

滋賀竜王工業団地への企業誘致は、本町の将来にとって大きな要素でありますので、動向等については、その都度、議員の皆様にご報告申し上げ対処いたしてまいります。

以上は、本町にとって前向きな事業と申せますが、地方創生が強く打ち出されている中であって、一番の課題である人口問題には、オール竜王体制で臨んでいかねばならないと考えています。2月15日に町内企業の代表者の方々にお集まりいただき、第6回経済交竜会のお場をもちました。皆様からは率直な御意見を賜ったところでありますが、町内に手ごろな住宅があれば、企業にとってありがたいところであり、職場への通勤時間は言うまでもなく、町に立地する企業として、町と職場との一体感も強くなるということであり、会社、事業体として居住を進めたいくらいでありますとの御発言が重なったところであります。

新しい工業団地へ勤めていただく方を対象とするだけでなく、本町へ通って下さっている就業者の方をも対象にできるということでもありますので、住宅整備に関し、その必要性を改めて痛感した次第であります。

経済交龍会には、行政の幹部、また、議会からも正副議長、総務産業建設常任委員会委員長様にも出席していただきましたが、私と同じく、住宅の必要性を受けとめて下さったものと思っています。

定例会中に特別委員会を予定していただいておりますので、本件についての御議論をよろしくお願い申し上げます。

なお、本定例会に提案申し上げます案件は、条例関係15件、平成27年度補正予算7件、平成28年度竜王町当初予算8件、その他1件の計31件であります。何とぞ、慎重なる御審議をお願い申し上げ、開会に際しての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（小森重剛） これより本日の会議を開きます。

皆さんのお手元に専決処分報告書及び議会諸般報告書並びに竜王町議会会議規則第126条の規定による議員派遣報告書を配付いたしましたので、よろしくお願いをいたします。なお、説明は省略いたしますので、御了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第1 会議録署名議員の指名

**○議長（小森重剛）** それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、7番 松浦 博議員、8番 古株克彦議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（小森重剛） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月24日までの24日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小森重剛） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月24日までの24日間と決定いたしました。

なお、会期中の日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めてまいりたいと思いますので、御協力のほどをお願い申し上げます。

これより、一般行政について町長より、教育行政について教育長より、それぞれ方針表明の申し出がありますので、これを認めることにいたします。

竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 本日、ここに平成28年第1回竜王町議会定例会を開催し、提出をいたしました諸案件の御審議を願うに当たりまして、新しい年度に向けた町政の執行について、その方針を申し述べさせていただきます。

まず、我が国の経済状況につきましては、平成28年度の景気見通しについて、平成26年4月1日の消費税率及び地方消費税率の引き上げ以降、この引き上げ前における駆け込み需要を受けた反動減等により、経済成長の流れが鈍化していること、また、いまだ欧州での金融不安や、中国経済の減速による世界経済に対する影響等、あるいは、世界的な原油価格の下落によって、その見通しについて一層厳しさが増す現在の状況があり、一方で、一昨年の消費税及び地方消費税率の10%への引き上げの先送りに加えて、国において平成26年度第1号補正予算として、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策の実施や、アベノミクス第2ステージとして、新3本の矢、第1の矢が「希望を生み出す強い経済」、そして第2の矢が「夢を紡ぐ子育て支援」、それから第3の矢「安心につながる社会保障」を打ち出し、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる、1億総活躍社会の実現を目指すなど、再び我が国経済を回復軌道に戻すべく積極的な施策が展開されており、これら大いに期待を寄せるところではあるものの、引き続き厳しい見通しを持たざるを得ない状況でございます。

竜王町におきましては、平成27年度の本町における町税収入について、決算見込みにおいて固定資産税について償却資産の回復等により、対予算比で4%程度の増収が見込まれる一方で、町民税、法人税割について、先の消費税及び地方消費税率並びに軽自動車税の引き上げ等の影響を受けて、町内企業の業績が悪化したことなどにより、対予算比で64.0%の減収となることが見込まれるなど、町税総額としては8.6%程度の減少となる見込みとなったところであります。

このような状況の中で、平成28年度当初予算については、本町における各行政施策の根幹とする第五次竜王町総合計画の前期計画が終了し、平成27年度に策定した後期計画がスタートする節目の年でもありますことから、前期計画期間中に得られた成果と課題を踏まえて、第五次竜王町総合計画におけるまちづくりの考え方を基本として、引き続き各施策の具体化に向けて取り組むこと、また、本町施策における一つの大きなテーマとしている人口減少問題について、まち・

ひと・しごと創生法に係る事業及び本町において策定した地方版総合戦略に基づく事業について、平成27年度3月補正予算において、本町総合戦略に基づき、平成27年度国補正予算における地方創生加速化交付金を活用した事業に係る予算についても追加して計上することとしており、これと一体的に取り組むことを念頭に、本町の目指すまちづくりの実現に向けた各政策の柱に沿った事業を一層強く推し進めるべく、全庁挙げて汗をかき、知恵を出し合い、各業務の執行に当たることといたしました。

まず、教育環境の充実につきましては、平成23年度から継続して配置しております町単独費による常勤講師について、平成28年度におきましても独自に引き続き配置することにより、小中学校における35人以下学級を実現するとともに、カウンセラーや特別支援、すこやか支援員等に係る対応に加えまして、新たに本町における待機児童対策の一環として、町立幼稚園へ希望を変更していただく際に必要となる3歳児に係る預かり保育の実施に要する臨時講師の配置、また、スーサー・マリー市中学生交流受入事業や、小中学校教育用コンピューターにおける一層円滑なインターネット利用環境の整備に向けた、光回線化及び小中学校におけるインターネット回線の強靱化整備、また、竜王西小学校体育館改修工事設計業務を初めとした、町内小中学校、園の施設整備等々、教育環境の充実を図り、より一層の教育力の向上に努めてまいります。

次に、竜王町の魅力をさらに町内外へ強く発信する要素として、本町農林公園施設について、例年農林公園における果物等の農産物の最盛期において課題となっておりました、駐車場の拡幅と合わせた来客者用トイレの設置、住民の安心・安全につなげるための水防倉庫等防災拠点施設の整備、八日市布引ライフ組合における斎苑施設の更新整備、町内及び町外の各社会福祉法人が実施する障がいのある方々のための施設の整備に対する補助、また、国の制度改正を踏まえた介護保険制度における新たな総合支援事業の展開等についても実施してまいります。

さらには、第五次竜王町総合計画における定住人口の増及び若者定住の実現に向けた魅力ある施策として、町内企業における地域経済の活性化に向けた要素もあわせまして、定住促進住宅新築・リフォーム助成事業を平成25年度から実施4年目として平成28年度においても引き続き計上、また、新たな要素として平成27年度に設置した、子ども家庭相談室を中心とした子育て世帯に向けたサポートの実施、加えて、観光振興の創造をベースとした都市住民の定住・定着に向けた地域おこし協力隊事業など、本町施策における一つの大きなテーマとしてい

る人口減少問題について、平成27年度に策定した竜王町総合戦略に基づく地方の実情に応じた多様な取り組みとともに、これらと一体的に取り組むことを念頭に、定住人口増に向けた政策に一層磨きをかける中で、同時に策定いたしました第五次竜王町総合計画の後期計画の着実な実施を図ることとしておりまして、町内外に対してこれらの事業のさらなる情報発信に努めるとともに、10年後の竜王町を見据えた中で、定住人口増加の着実な実現に向けた町ぐるみによる取り組みとして、各施策の実施による効果を最大限に引き出すよう進めてまいります。

また、平成25年度から着手しております町内岡屋地先における滋賀竜王工業団地の整備に向けた事業につきましては、滋賀県及び滋賀県土地開発公社と強力に連携する中で進めさせていただいております。同工業団地や、これを取り巻くインフラの整備が進むほどに、企業誘致においても一層本格化の度合いを増してきており、町の財政基盤を確固たるものにする上でも重要な政策の1つと位置づけられます。この企業誘致を切り口とした町の基礎基盤づくりにつきましても、引き続き本事業の推進に向けて、県及び県土地開発公社からの御支援も得ながら、的確・迅速に実施してまいります。

また、第五次竜王町総合計画におけるまちづくりの考え方、基本理念に基づきまして個別に申し上げますと、1つ目の「豊かな自然と歴史を誇れるまちづくり」につきましては、先人たちが守り継いでこられた美しい自然や風土、築いてこられた暮らしや歴史、文化遺産に、今を生きる私たちが新たな魅力を加えることで、全ての町民が我が町に誇りを持ち、さらに次の世代へと継承し続けていくための取り組みを実施してまいります。

次に、2つ目の「みんなが安心して暮らせるまちづくり」につきましては、きめ細かな教育環境の整備に向けて、新たな加配教員の配置や計画的な教育施設の整備に加えて、子供の健やかな成長を願う乳幼児期や学齢期の支援から、高齢期を健康で生き生きと暮らすための支援まで、生涯を通して福祉・保健・医療の各側面から一貫して提供する各支援について、教育面とのさらなる融合を図るとともに、特に子育て世帯に焦点を当てた支援の充実を図ります。

また、増加し続ける医療・介護等に係る行政需要に対して、引き続き町内の各医療機関や各関係機関等と連携をとりながら、町民皆様の健康づくりに向けて、特に予防を中心とした対策を着実に実施してまいります。

さらに町民の安全・安心な生活を守るための基盤となる災害対策について、これの根幹となる町の防災計画に基づき、水害を初めとした多様な災害に対する対

策を計画的に実施するとともに、町・地域防災拠点施設の整備を進めることに加えて、老朽化した橋梁等インフラについても適切で、かつ計画的な管理に努めます。

続いて、3つ目の「チャンスを活かすたくましいまちづくり」につきましては、本町における自然や歴史、文化、農・商・工がそろったその利点を生かしつつ、新たな潮流を確実に本町に取り込みながら、若い世代を中心とした定住人口増加及び企業誘致、産業の振興に向けた取り組みを、創生法に基づく支援を活用しつつ実施してまいります。

最後に、4つ目の「町民と行政の協働により築くオリジナルのまちづくり」につきましては、本町が蓄えている町民お一人お一人のエネルギーを結集せずして、我が町が目指す大きな目標の達成は考えられません。また、限られた財源を効率的、かつ効果的に活用する観点からも、これからのまちづくりには、さまざまな場面において町民皆様の参画を欠かすことはできません。竜王町、自治会それぞれの運営や活動に、住民と行政がともに町を築く取り組みを実施いたします。

ただいま、4つの基本理念に沿って、項目を挙げて町行政における方針を述べさせていただいたところですが、冒頭でも申し上げましたように、平成28年度の予算編成の方針といたしまして、本町が掲げる4本の政策の柱に沿った事業について、大変厳しい状況のもとではありますが、重点的に予算を配分させていただきつつ編成いたしました。これら一つ一つの事業を、平成28年度においても、地方創生関連事業と一体的に進めてまいりますことで、福祉・介護・医療関係経費の増嵩等や、老朽化が著しい公共施設の改修等、多くの課題に対する活路を見い出してまいりますとともに、引き続き若者定住やまちづくりを推進する上で課題となっております地域コミュニティの強化や、農業・農村の維持、また、産業の活性化等に関する施策について、さらには安心・安全の確保など、町行政の本分たる機能の継続的な保持のためにも、強く求められている一層の効率的な行政運営の実現に向けて、町を挙げて施策を展開してまいります。

以上、平成28年度の、竜王町における町行政執行に向けた行政執行方針について申し述べさせていただきました。

○議長（小森重剛） 岡谷教育長

○教育長（岡谷ふさ子） それでは、平成28年度竜王町教育行政基本方針を申し上げます。

「竜王町の未来を拓く心豊かでたくましい人づくり」、「教育でまちづくり」、

子供たちをもっとたくましく。

我が国は、現在、急激な少子化・高齢化の中にあり、2030年には65歳以上の割合が総人口の3分の1に達し、生産年齢人口は、総人口の約58%にまで減少すると見込まれています。日本全体として人口減少を克服し、地方創生をなし遂げるため、人口・経済・地域社会の課題に一体的に取り組むことが求められています。

また、グローバル化や情報化が進展する社会の中で、多様な主体が早いスピードで相互に影響し合い、1つの出来事が広範囲、かつ複雑に波及し、先を予測することが一層困難になっています。

さらに、都市化や過疎化の進行、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化等を背景とした地域社会等のつながりや支え合いの希薄化によって、地域で子供を育てる機能が低下しつつあります。そのため、子育ての不安や問題を抱え孤立する保護者の増加や、児童虐待相談対応件数の増加等、家庭教育が困難な現状が指摘され、決して一部の限られた家庭の問題ではなくなってきました。

また、昨今子供が被害者や加害者となるさまざまな事件が発生していることから、学校教育のみならず、家庭や地域社会での教育の充実を図るとともに、社会の幅広い教育機能を活性化していくことが喫緊の課題となってきました。

このように地域社会や家庭をめぐる問題が深刻化している中、多様な価値観を持った人々との交流や体験の減少等を背景として、子供たちの規範意識や社会性、自尊意識等に対する課題、生活習慣の乱れによる学習意欲や、体力・気力の低下の課題等が指摘されている一方で、社会貢献への高い意欲や、柔軟で豊かな感性と国際性を備えている一面も見受けられるなど、子供たちは未来を創造していく主役として大きな可能性に満ちており、みずから未来をつくり出していくという主体性ととも、その可能性を最大限引き出し、開花させていくことが求められています。

そのような中、国の第2期教育振興基本計画4年次において、教育行政の基本的方向性の1つである子供たちの社会を生き抜く力の養成に関しては、生きる力の確実な育成として、その成果指標を国際的に上位の学力達成や、いじめ、不登校、高校中退者の状況改善、子供の体力向上等が挙げられています。

学習指導要領の改訂においては、2020年、基本的な方向性についての審議が進められ、昨年8月に取りまとめられた中教審「論点整理」において、社会の加速度的な変化の中でも、社会的、職業的に自立した人間として、伝統や文化に

立脚し、高い志や意欲を持って、蓄積された知識を礎としながら、豊富な情報から何が重要かを主体的に判断し、問題解決を目指し、他者と協働しながら、新たな価値を生み出していくことが求められているとしています。

これからの教育課程には、社会の変化に開かれ、教育が普遍的に目指す根幹を堅持しつつ、社会の変化を柔軟に受けとめていく社会に開かれた教育課程としての役割が期待されるとしています。

また、学校においては、各学校が設定する教育目標を実現するために、学習指導要領に基づき、子供たちの実情や地域の実態を踏まえた社会に開かれた教育課程を編成し、実施、評価、改善していくカリキュラム・マネジメントの確立が求められます。

さらに、アクティブ・ラーニングの視点に立った学びを推進するために、子供たちの学びへの興味と、努力し続ける意志を喚起することが重要であると指摘しています。

また、複雑化、多様化している学校の課題に対応し、学校組織全体の総合力を一層高めていくことから、これからの学校教育を担う教職員やチームとしての学校のあり方については、心理や福祉などの専門家や関係機関、地域と連携し、チームとして課題解決に取り組むことの必要性が検討されています。

さらに、学校教育法の一部改正により、学校教育制度の多様化及び弾力化の推進のため、小中一貫教育を実施する義務教育学校の制度の創設も4月から施行されます。

また、教育委員会制度の改革においては、首長と教育委員会を構成員とする総合教育会議を開催し、ともに手を取りながら、子供たちの豊かな学びと成長を一層支援していくこととなり、両者のパートナーシップの構築により、学校と地域の連携・協働を推進していく力となりつつあります。

さて、滋賀県においては、第2期教育振興基本計画の3年次において、滋賀の目指す教育の姿、「自立と共生に向け、主体性・社会性を育む教育」に向けて、たくましく生きる力の育成、育ちを支える環境づくり、生涯学習の振興の施策が進められています（滋賀県総合教育会議大綱）。

また、昨年3月には、就学前から中学校までの子供たちの、学ぶ力の向上に向けた目標と施策の方向性を示す4年間の中長期計画として、学ぶ力向上滋賀プランが策定され、一人一人の学ぶ意欲を高めること、授業を改善すること、放課後や家での時間の使い方を考えること等、6つの視点に基づいて取り組みを進める

ことが求められています。

以上のような、国・県の教育改革の流れを受けて、地方における教育行政を推進していくことが求められている中で、竜王町にあっては、第五次総合計画の6年次を迎え、町の将来像、「“ひと”育ち みんなで煌く 交竜の郷」の達成状況の総括を受けて、後半5年間の推進に当たっては、特に人口増加、若者定住の課題が急務であるために、竜王町人口ビジョン及び竜王町総合戦略が策定されたのを受けて、その目標達成に向けて教育の果たす役割は重要であり、確実に成果として出していきたいと考えます。

教育は国家百年の計と言われるとおり、人を大切にし、人づくりを重視し、未来への投資として、まちづくりにおいて最も大切にすることと捉えなければなりません。竜王町教育委員会では、教育でまちづくりをモットーに、ことしも「竜王町の未来を拓く心豊かでたくましい人づくり」に向かって、諸事業を推進していくこととします。

まず、学校教育分野においては、学校園における特色ある教育課程の編成により、子供たちに社会にたくましく生き抜く力、すなわち確かな学力と豊かな人間性、健やかな体と体力を身につけることに全力を挙げます。

学力の向上においては、ICT機器の活用も含め、学習指導法の工夫改善による教員の指導力の向上、家庭学習充実のための家庭との連携や、PTA学力向上委員会の活性化、公民館学力アップ教室の充実、さらに、一人一人の子供にきめ細かな指導のための少人数編成加配や、支援員等の継続配置、つまずき診断テストの継続実施等、さまざまな角度から一層の成果を求めていきます。

また、進展するグローバル社会に向け、英語教育は加速し、子供たちの英語コミュニケーション能力の育成を図ることが必須であります。文部科学省教育課程特例校としての取り組みの充実と、3年次を迎えて研究成果発表を実施することを初め、子供英語スピーチ大会や中学生国際交流事業ともリンクしながら、英語教育を本町の特色ある取り組みとして推進していきます。

豊かな心、人としての感性の育成は、人格形成を図るために極めて重要であり、その中核となる道徳教育においては、「特別の教科道徳」として開設されるに当たり、工夫・改善を図る必要があります。

また、読書活動の推進においては、図書館と学校園との連携を初め、「にじ色お話隊」や読書貯金、ファミリー読書のような、特色ある取り組みを大切にして継続していきます。

人権教育においては、年間計画に基づき着実に推進し、実践的な態度の育成に努めます。

健やかな体と体力向上においては、あったか御飯と地産地消のふるさと給食など、竜王町の特色ある学校給食の充実や食育の推進を初め、体育の授業改善はもちろんのこと、小学校における10分間運動の推進、部活動の充実等を重点として取り組めます。

さらに、幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、生きる力の基礎として、基本的な生活習慣の育成や、遊びを通して集団の中で学ぶ環境づくりを推進することに心がけます。就学前教育に関しては、子ども・子育て支援新制度が進む中で、竜王町にふさわしいあり方を求めていくことが必要であります。

一方、社会教育分野においては、社会教育法において、時代を担う自立した青少年の育成に向けて、社会教育行政として社会総がかりで子供を育てる取り組みを進め、地域の教育力の向上を図ることが求められており、竜王町においては、公民館、図書館を生涯学習の拠点として位置づけ、生涯学習の諸講座を初め、学校支援地域本部活動の事業や、第2次竜王町子ども読書活動推進計画に基づく取り組みを一層推進します。

家庭教育の充実が一層必要とされる中で、PTA連絡協議会との共催による教育フォーラムを初めとして、子育て・親育ちに関する事業を推進していく必要があります。

スポーツ振興においては、東京オリンピック・パラリンピックや、滋賀国体開催に向けての動きが加速する中、スポーツへの関心が高まっているとともに、健康づくりの観点からの取り組みが必要とされています。本町のスポーツ推進計画に基づく取り組みは5年次を迎え、幼児からお年寄りまでの健康体力づくりの事業の総括を行い、今後5年間に向けた推進計画を立案します。

明るく住みよいまちづくりを目指す人権教育の推進においては、人権意識調査を踏まえた人権教育・啓発基本方針による啓発と推進に努め、竜王町人権宣言の趣旨にふさわしい住民の人権意識の高揚に努め、差別のない明るい住みよいまちづくりを目指します。

地域の人権教育推進協議会は、昨年創立40周年を迎え、ことしから新たな1年を踏み出すこととなります。

文化財については、形成された時代の人々の営みを反映し、同時に周囲の自然

環境や地域の特性をも反映したものであり、地域づくりの核ともなっています。地域の人々とともに守り、次世代へ継承できるよう、地域の風土に根差した文化財の保護と活用を一層進め、雪野山古墳保存管理計画の策定とその実施を初めとして、その他の豊富な文化財を含め、その価値及び重要性の普及啓発に努めてまいります。

青少年の健全育成に関しては、少年補導委員会や青少年育成町民会議、こども会連合会、PTA連絡協議会等の教育関係機関、関係団体の活動に支えられていますが、「ありがとう」のあいさつ運動や主張大会、スポーツや体験活動等の行事を通して、今後も緊密に連携を図っていく必要があります。

最後に、教育環境の整備においては、竜王幼稚園トイレ改修により、健康や快適な生活につながっています。また、小中学校におけるICT機器の整備が完了し、大いにその活用に努めており、魅力ある授業づくりを創造していきたいと考えます。

今後は、竜王西小学校体育館、中学校テニスコート、プール、グラウンド改修等を進めていくとともに、老朽化した学校給食センターと竜王小学校の改築については、重要かつ大規模であるため、早期に計画を進めていかななくてはならない時期に来ています。

以上、これまでその年の教育行政基本方針を中心に据えて、関係者一同が目標に向かって、教育の不易と流行の両面から取り組んできました。また、国・県の研究指定等、先進的な教育に積極果敢に取り組むことができたことで、成果としてあらわれてきた竜王町教育のよさを今後も堅持しながら、時代の要請にも応えつつ、未来を見据え、教育に熱心な町、竜王町の一層の発展を目指し、ことしも「竜王町の未来を拓く心豊かでたくましい人づくり」を基本方針として、5つの重点目標のもと、31の重点施策と具体的努力事項を設けて、着実な事業推進に努めていくこととします。

この後、重点目標、重点施策、具体的努力事項と続いて記載しておりますので、御一読お願いいたします。

以上で、平成28年度教育行政基本方針の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小森重剛） 以上で、一般行政執行方針並びに教育行政基本方針の表明を終結いたします。

この際、申し上げます。ここで午後2時5分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後1時55分

再開 午後2時05分

○議長（小森重剛） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

- |        |        |                                                                                               |
|--------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日程第 3  | 議第 3号  | 竜王町課設置条例の一部を改正する条例                                                                            |
| 日程第 4  | 議第 4号  | 竜王町行政不服審査会条例                                                                                  |
| 日程第 5  | 議第 5号  | 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例                                                                   |
| 日程第 6  | 議第 6号  | 竜王町職員定数条例の一部を改正する条例                                                                           |
| 日程第 7  | 議第 7号  | 竜王町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例                                                                |
| 日程第 8  | 議第 8号  | 竜王町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例                                                             |
| 日程第 9  | 議第 9号  | 竜王町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例                                                    |
| 日程第 10 | 議第 10号 | 竜王町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例                                                       |
| 日程第 11 | 議第 11号 | 竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例                                                                      |
| 日程第 12 | 議第 12号 | 竜王町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例                                                                  |
| 日程第 13 | 議第 13号 | 竜王町税条例の一部を改正する条例                                                                              |
| 日程第 14 | 議第 14号 | 竜王町手数料徴収条例の一部を改正する条例                                                                          |
| 日程第 15 | 議第 15号 | 竜王町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例                                            |
| 日程第 16 | 議第 16号 | 竜王町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 17 | 議第 17号 | 竜王町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例                                                                    |
| 日程第 18 | 議第 18号 | 平成27年度竜王町一般会計補正予算（第6号）                                                                        |
| 日程第 19 | 議第 19号 | 平成27年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘                                                                     |

- 定) 補正予算 (第 3 号)
- 日程第 2 0 議第 2 0 号 平成 2 7 年度竜王町国民健康保険事業特別会計 (施設勘定) 補正予算 (第 3 号)
- 日程第 2 1 議第 2 1 号 平成 2 7 年度竜王町下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 2 2 議第 2 2 号 平成 2 7 年度竜王町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 2 3 議第 2 3 号 平成 2 7 年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 2 4 議第 2 4 号 平成 2 7 年度竜王町水道事業会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 2 5 議第 2 5 号 平成 2 8 年度竜王町一般会計予算
- 日程第 2 6 議第 2 6 号 平成 2 8 年度竜王町国民健康保険事業特別会計 (事業勘定) 予算
- 日程第 2 7 議第 2 7 号 平成 2 8 年度竜王町国民健康保険事業特別会計 (施設勘定) 予算
- 日程第 2 8 議第 2 8 号 平成 2 8 年度竜王町学校給食事業特別会計予算
- 日程第 2 9 議第 2 9 号 平成 2 8 年度竜王町下水道事業特別会計予算
- 日程第 3 0 議第 3 0 号 平成 2 8 年度竜王町介護保険特別会計予算
- 日程第 3 1 議第 3 1 号 平成 2 8 年度竜王町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 3 2 議第 3 2 号 平成 2 8 年度竜王町水道事業会計予算
- 日程第 3 3 議第 3 3 号 町道路線の認定について

○議長 (小森重剛) 日程第 3 議第 3 号から日程第 3 3 議第 3 3 号までの 3 1 議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。竹山町長。

○町長 (竹山秀雄) ただいま一括上程いただきました議第 3 号から議第 3 3 号までの 3 1 議案につきまして、順を追って提案理由を申し上げます。

まず、議第 3 号から議第 2 4 号までの 2 2 議案につきまして提案理由を申し上げます。

議第 3 号、竜王町課設置条例の一部を改正する条例につきましては、行政課題に対応し得る組織体制の構築に向け、産業振興課を農業振興課と商工観光課に分課するとともに、町長部局に住民福祉主監を設置するものでございます。

次に、議第 4 号、竜王町行政不服審査会条例につきましては、行政不服審査法が平成 2 6 年 6 月 1 3 日に公布され、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行されることに

伴いまして、同法第 8 1 条第 1 項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、竜王町行政不服審査会を設置するため制定するものでございます。

次に、議第 5 号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例につきましましては、平成 2 8 年 4 月 1 日から行政不服審査法が施行されることに伴い、同法の規定に基づく審理員による審理手続の適用範囲を定めること、審理手続時等における関係書類の写し等の交付に係る手数料を定めること、その他の所要の規定を改正するべく、関係する 8 つの条例の一部改正を整備条例として制定するものでございます。

次に、議第 6 号、竜王町職員定数条例の一部を改正する条例につきましましては、議第 3 号の提案理由で申し上げましたとおり、行政課題に対応し得る組織体制を構築することとしており、これに併せて職員の定数を見直すものであります。

なお、見直しに当たり、総数は改定せず、各部局の定数を増減する形で見直させていただくものでございます。

次に、議第 7 号、竜王町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成 2 6 年 5 月 1 4 日に公布されたことから、引用している条項にずれが生じたため、所要の改正を行うもの、また、学校教育法等の一部を改正する法律が平成 2 7 年 6 月 2 4 日に公布されたことに伴い、育児または介護を行う職員の早出遅出勤務に係る内容を追加するものでございます。

次に、議第 8 号、竜王町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例につきましましては、地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令が平成 2 8 年 1 月 2 2 日に公布されたことから、労働者災害補償保険法による年金たる保険給付と同一の事由により、厚生年金保険法による年金たる給付が支給される場合に、労災年金に乗じる調整率が改定されたため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議第 9 号、竜王町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましましては、別表第 1 中、上下水道事業運営委員会委員長及び委員の報酬額にただし書きを加え、同職に専門的な識見を有する者が選任された場合の報酬額を、委員長にあつては日額 1 8, 5 0 0 円を、委員にあつては日額 1 8, 0 0 0 円を支給するよう改正するものでございます。

上下水道事業につきましましては、町内における整備はほぼ完了し、今後は維持管理及び経営が重要な取り組み事項となり、一層安定的かつ持続的な事業運営が求

められるところであります。

つきましては、今後は施設の最適化、料金のあり方等の議論が求められており、受益者の御意見はもとより、専門家の意見も参考としながら、合理的な事業運営を図っていく必要がありますことから、今回の改正を行うものでございます。

次に、議第10号、竜王町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、平成27年8月6日の人事院勧告において、「民間給与との格差を埋めるため、給料表の水準を引き上げるとともに、ボーナスを0.1月分引き上げる」などの人事院勧告がされたことから、特別職の職員の期末手当の支給割合を改定するものでございます。

なお、この改正のうち第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成28年4月1日からそれぞれ施行し、また、第1条の規定は、平成27年4月1日から適用させていただくことを申し添えいたします。

次に、議第11号、竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、平成27年8月6日の人事院勧告において、「民間給与との格差を埋めるため、給料表の水準を引き上げるとともに、ボーナスを0.1月分引き上げる」などの人事院勧告がなされ、国においては、人事院勧告制度を尊重することが基本であるとの考えのもと、改正法案が1月20日可決、成立、1月26日に公布されたところであります。

つきましては、本町職員の給与についても、人事院勧告に準拠し、職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合等を改定するものであります。

今回の改正のポイントといたしましては、官民給与の較差を是正するための給料表の引き上げ、勤勉手当の0.1月分の引き上げでございます。また、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成26年5月14日に公布されたことから、等級別基準職務表について条例で定めることと規定されたため、所要の改正を行うものでございます。

なお、この改正のうち、第1条の規定は公布の日から、第2条に規定する等級別基準職務表などについては平成28年4月1日からそれぞれ施行し、また、第1条に規定する給料表の改正及び勤勉手当の改正については、平成27年4月1日から適用させていただくことを申し添えいたします。

次に、議第12号、竜王町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成26年5月14日に公布されたことから、引用している条項にずれが生

じたため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議第13号、竜王町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布され、その一部が平成28年4月1日から施行されることに伴い、本条例の規定について所要の改正を行うものでございます。

主な内容といたしましては、徴収の猶予及び換価の猶予について地方公共団体の条例で定めることとされたことによる改正、町たばこ税における紙巻たばこ3級品に係る税率の特例の廃止と急激な税率の上昇を防ぐため、段階的に税率を上昇させるための改正等でございます。

次に、議第14号、竜王町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、滋賀県屋外広告物条例に基づく許可申請手数料につきまして、滋賀県から権限委譲を受けて、本町において屋外広告物の許可及び除却事務に伴って徴収しておりますが、今回、滋賀県及び各市町の状況に合わせて所要の改正を行うもの、また、住民基本台帳法第12条から第12条の4までの規定に基づく住民票の写し等の交付手数料につきまして、平成28年7月からコンビニエンスストアにおける証明書の発行に対応するべく規定の見直しをする必要があることから、現行の継続用紙4枚増すごとに100円を付加する規定を削除するものでございます。

次に、議第15号、竜王町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の改正により、平成28年4月1日から小規模な通所介護が地域密着型サービスへ移行し、地域密着型通所介護として創設されることに伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議第16号、竜王町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の改正により、平成28年4月1日から介護予防認知症対応型通所介護を実施する事業所について、地域との連携や運営の透明性を確保するために、利用者や地域住民の代表者等が参加する運営推進会議の設置が必要となることから、本条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議第17号、竜王町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

につきましては、労働者災害補償保険法施行令及び地方公務員災害補償法施行令に規定されている同一の事由により厚生年金保険法による年金たる給付が支給される場合に、労災年金の額に乗じる調整率について改定が行われることから、一部改正を行うものでございます。

次に、議第18号、平成27年度竜王町一般会計補正予算（第6号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第5号）までの歳入歳出予算額が、64億2,731万7,000円でございます。今回、この総額から歳入歳出それぞれ2億7,865万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ61億4,866万6,000円とさせていただくものでございます。

主な内容といたしましては、歳入では、町税におきまして法人町民税の減額、固定資産税、町たばこ税及び地方交付税について増額、国庫支出金におきまして地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金、県支出金におきましては担い手確保・経営強化支援事業補助金について追加、加えて、財政調整基金繰入金について減額しつつも、平成27年度の町税収入における大幅な減収を受けて、年度間の財源調整のため、減債基金繰入金の追加をさせていただくものなどがございます。

歳出では、平成27年度国補正予算（第1号）を活用した情報セキュリティ強化対策事業等を実施するため追加計上させていただくもの、昨年11月からの未来につながるさと交竜寄附制度の拡充を受けて、この寄附金の今年度の決算見込みにより積立金の増額をさせていただくもの、また、人事院勧告等による人件費の増額をさせていただくもの等であります。

さらに、年度末を迎え、各事業の進捗状況を見ますと、一部の事業におきまして遅延が生じているものが見受けられますことから、これら事業を翌年度に繰り越して執行させていただきたく、繰越明許の措置をお願いすることとあわせまして、地方債の追加及び変更等につきましても補正措置をお願いするものでございます。

次に、議第19号、平成27年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第2号）までの歳入歳出予算額が13億608万8,000円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ410万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ13億1,019万6,000円といたしたいも

のでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、歳出では保険給付費について、決算見込みにより一般被保険者療養給付費が1,744万6,000円、一般被保険者高額療養費が1,028万5,000円のそれぞれ増額でございます。また、額の確定により、後期高齢者支援金等が738万4,000円、介護納付金が1,392万6,000円のそれぞれ減額、決算見込みにより、保健事業費の特定健康診査等事業費が210万円の減額、歯科保健事業補助金の額の確定により、施設勘定繰入金が16万9,000円の増額でございます。

歳入では、決算見込みにより、一般被保険者国民健康保険税が111万5,000円、退職被保険者等国民健康保険税が611万3,000円のそれぞれ減額、額の確定により、国庫支出金の療養給付費等負担金が4,569万6,000円、療養給付費等交付金が2,058万7,000円のそれぞれ減額、前期高齢者交付金が1億1,439万1,000円の増額でございます。また、県支出金の財政調整交付金が1,285万3,000円の減額、決算見込みにより、共同事業交付金が1,106万3,000円、保険財政共同安定化事業交付金が1,154万7,000円のそれぞれ減額、保険基盤安定繰入金の額の決定により、一般会計繰入金が1,134万1,000円の増額、財政調整基金繰入金が1,550万8,000円の減額、前年度からの繰越金が1,545万6,000円の増額でございます。

次に、議第20号、平成27年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第3号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第2号）までの歳入歳出予算額が医科853万2,000円、歯科5,140万円でございます。今回、総額から歳入歳出それぞれ医科1万円、歯科68万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ医科852万2,000円、歯科5,071万5,000円といたしたいものでございます。

補正予算の内容といたしまして、医科につきましては、決算見込みにより、歳入では、繰入金の財政調整基金繰入金が31万6,000円の減額、前年度からの繰越金が30万6,000円の増額でございます。

歳出では、滋賀県国保診療施設協議会負担金の減額により、総務費の一般管理費が1万円の減額でございます。歯科につきましては、歳入では、決算見込みにより診療収入の外来収入が270万円、介護サービス収入が29万7,000円のそれぞれ減額、繰入金の事業勘定繰入金が16万9,000円の増額、財政調

整基金繰入金が30万1,000円の減額、前年度からの繰越金が244万4,000円の増額でございます。

歳出では、人件費30万9,000円、決算見込みにより、総務費の一般管理費が39万9,000円のそれぞれ減額、医業費の医療用機械器具費が2万3,000円の増額でございます。

次に、議第21号、平成27年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、現在お認めいただいております補正予算（第2号）までの歳入歳出予算額が、6億9,605万3,000円でございます。今回、総額から歳入歳出それぞれ617万円4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ6億8,987万9,000円といたしたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、平成27年度の執行見込みによる調整等ではありますが、歳入では、繰越金156万円及び過年度分の公共下水道使用料が100万円の増額でございます。また、これら増額等に伴いまして、一般会計からの繰入金について873万4,000円の減額をさせていただくものでございます。

歳出につきましては、公営企業法適化支援業務及び公用自動車の入札による残額318万1,000円の減額、人件費が27万3,000円の増額、下水道工事請負費100万円の増額、琵琶湖流域下水道維持管理負担金100万円の減額及び公債費償還利子311万6,000円を減額いたしたいものでございます。

さらに、繰越明許費でございますが、大丸企業団地の舗装本復旧工事にかかります特定環境保全公共下水道事業820万円について、地方自治法第213条第1項の規定によりまして、繰越明許をお願いするものでございます。

次に、議第22号、平成27年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第3号）までの歳入歳出予算額が8億6,003万2,000円でございます。今回、この総額から歳入歳出それぞれ2,156万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8億3,847万円といたしたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、歳出におきまして、保険給付費について、受給者数増加に伴う施設介護サービス給付費が1,000万円、居宅介護住宅改修費23万円、介護予防住宅改修費が83万円のそれぞれ増額、また、決算見込みにより居宅介護サービス給付費が500万円、地域密着型介護サービス給付費2,500万円、介護予防サービス給付費が300万円のそれぞれ減額でござ

ざいます。また、地域支援事業費といたしまして、包括的支援事業・任意事業費が91万2,000円、介護予防事業費42万8,000円の減額、また、基金積立金について171万8,000円の増額でございます。

歳入におきましては、保険給付費の減額に伴う国、県、支払基金など公費負担分の減額、また、地域支援事業費の減額に伴う一般会計繰入金の減額でございます。

次に、議第23号、平成27年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第1号）までの歳入歳出予算額が8,969万8,000円でございます。今回、その総額を増減することなく予算の組み替えを行い、歳入歳出予算の総額を補正予算（第1号）と同額といたしたいものでございます。

補正予算の内容といたしましては、歳入では、決算見込みにより繰入金の保険基盤安定繰入金が25万円の減額、前年度からの繰越金が25万円の増額、歳出では、決算見込みにより一般管理費が2万円の減額、徴収費が2万円の増額でございます。

次に、議第24号、平成27年度竜王町水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、平成27年度竜王町水道事業会計の第3条で定めました収益的収入の既決予定額3億6,525万8,000円に、今回10万円を増額し、3億6,535万8,000円に、収益的支出の既決予定額3億6,346万8,000円から、今回99万円を減額し、3億6,247万8,000円に、また、第4条で定めました資本的収入の既決予定額1億4,610万7,000円から、今回4,797万5,000円を減額し、9,813万2,000円に、資本的支出の既決予定額2億2,942万1,000円から、今回3,353万5,000円を減額し、1億9,588万6,000円とさせていただきたいものでございます。

補正予算の内容といたしましては、収益的収入につきまして、営業外収益の補助金のうち町補助金について、人事異動に伴う児童手当分として10万円を増額するものでございます。また、収益的支出につきましては、総係費といたしまして、人件費について11万4,000円の増額、水道技術管理者資格取得講習会等に伴います旅費が10万円、また、同講習会等に係ります研修費につきまして27万8,000円、委託料につきまして、水道事業変更認可等策定業務及びハンディーターミナルの保守業務に係ります委託料について72万6,000円を

それぞれ減額いたしたいものでございます。

資本的収入につきましては、企業債といたしまして3,900万円、補助金といたしまして水道水源開発等施設整備費801万1,000円、他会計負担金について、布設替工事に伴います消火栓設置負担金96万4,000円のそれぞれ減額、資本的支出につきましては、建設改良費の改良事業費について、老朽管布設替設計業務に係ります委託料が616万円の減額、弓削地先基幹管路等布設替工事等に伴います工事請負費が2,725万5,000円の減額、固定資産購入費といたしまして、鉄管・ケーブル探知機等に係ります工具、器具及び備品12万円を減額いたしたいものでございます。

また、資本的収入額が資本的支出額に対し不足いたしますので、第4条括弧書きで定めております補てん財源につきましても改正させていただくとともに、第3条の人件費補正に伴いまして、第8条に定めております議決を経なければ流用することのできない経費の職員給与費、さらに、第3条の補助金補正に伴いまして、第9条に定めております他会計からの負担金につきましても改正させていただきたいものでございます。

以上、議第3号から議第24号までの22議案につきまして提案理由を申し上げますところでございますが、議第18号につきましては、詳細については担当課長より説明させますので、よろしく御審議を賜り、御承認をいただきますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

**○議長（小森重剛）** 奥総務課長。

**○総務課長（奥 浩市）** ただいま、町長から議第18号、平成27年度竜王町一般会計補正予算（第6号）について提案理由の説明があったわけでございますが、さらにその内容についてお手元配付の補正予算の概要により説明させていただきます。

まず、歳入予算では、町税につきましては、個人町民税、法人町民税、固定資産税、町たばこ税及び地方交付税のうち、特別交付税につきましては、それぞれ収入見込みによる増額及び減額、次の国庫支出金について、1つ目の障害者自立支援給付費負担金1,000万円、国保保険基盤安定負担金469万2,000円、施設型給付・地域型保育給付負担金124万9,000円及び個人番号カード交付事業費補助金につきましては、それぞれ充当対象となる歳出予算の増に伴う増額、次の地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金600万円につきましても、総務大臣通知を受けて実施いたします施設内外のネットワーク整備に伴い

追加する経費に対して交付される補助金の追加、次の、臨時福祉給付金に係る事業費補助金348万6,000円、同じく事務費補助金346万1,000円、及び子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金228万円につきましては、それぞれ充当対象となる歳出予算の見込みによる減に伴う減額、次の、社会資本整備総合交付金のうち農林公園施設493万円につきましては、当初農林公園施設の駐車場拡幅に係る経費への充当を予定しておりましたが、社会資本整備総合交付金の内示状況等を踏まえて、同交付金の充当をやめたことによる予算の減額、また、同じく社会資本整備総合交付金のうち、竜王インター周辺整備事業2,567万4,000円及び防災安全129万3,000円につきましては、それぞれ係る歳出予算の執行見込みによる減額、また、社会資本整備総合交付金のうち社会資本整備につきましては、町道殿山線の拡幅工事に係る実施設計業務にて、国交付金の補助率変更を受けた歳入予算の増額、また、その次の施設環境改善交付金363万5,000円につきましては、同交付金について結果不採択となったことによる減額でございます。

次に、県支出金でございますが、こちらにつきましても国庫支出金と同様に、その多くが充当対象事業における増額及び減額に伴う歳入予算の増額及び減額でありまして、障害者自立支援給付費負担金500万円、国保保険基盤安定負担金381万5,000円、施設型・地域型保育給付負担金62万4,000円について、また地積調査費補助金168万9,000円、重度障害者地域包括支援事業費補助金184万3,000円及び低年齢児保育保育士等特別配置事業費補助金200万円につきましては、充当対象事業における予算の増額及び減額に伴うそれぞれ増額及び減額、次の戸別所得補償経営安定推進事業補助金395万2,000円につきましても、歳出において農地集積協力助成金の増額に伴う増額、次の担い手確保・経営強化支援事業補助金3,827万4,000円につきましては、平成27年度国補正予算において、人・農地プランに位置づけられた担い手に対する機械設備等の整備に係る補助制度の追加を受けた追加、ページ変わりをしまして、環境こだわり農業直接支払交付金483万8,000円、世代をつなぐ農村まるごと保全向上活動支援交付金383万6,000円及び県議会議員選挙費委託金542万8,000円につきましては、いずれも充当対象事業の減額に伴う減額でございます。

次に、未来につなぐふるさと交産寄附金7,000万円につきましては、同制度の寄附金収入の増に伴う増額、次の財政調整基金繰入金344万6,000円

については、現在計上しております同基金繰入金の一部組み戻しのための減額、次の減債基金繰入金1億円につきましては、平成27年度の町税収入における大幅な減収を受けて、年度間の財源調整のために、平成27年度における公債費への充当を目的とした同基金繰入金の追加、公共施設維持管理基金繰入金130万円については、充当対象経費の減額に伴う減額、加えて前年度繰越金について9,623万4,000円の増額でございます。

次に、コミュニティ助成事業助成金740万円、竜王インター周辺地区整備協力金3億692万4,000円及び埋蔵文化財発掘調査費505万6,000円につきましては、それぞれ対象事業費の減額に伴う減額、次の市町村振興協会市町村交付金930万6,000円につきましては、収入見込みによる増額、次に町債でございますが、1つ目の情報セキュリティ強化対策事業債1,600万円につきましては、総務大臣通知を受けて実施いたしますネットワーク整備に伴い追加する経費に対して充当するための追加、次に、社会資本整備事業債のうち、社会資本整備140万円及び防災安全120万円及び幼稚園大規模改造事業債160万円につきましては、それぞれ充当対象事業の見込みによる減額、また、社会資本整備事業債のうち農林公園施設3,990万円につきましては、町債のうち一番下の欄に記載してございますが、今回増額する減収補てん債4,930万円との財源振替に伴う減額でございます。

続きまして、歳出予算といたしましては、多くのものが年度末を前に既に執行が終わった予算残額の減額、または、決算見込みによる減額補正となっておりますので、主なものについて御説明申し上げますのでよろしくお願いを申し上げます。

まず、臨時職員に係ります事業所負担分の社会保険料等450万円につきましては、今年度の執行見込みによる減額でございます。

次に、2つ目から米印を付しております3件でございますが、情報セキュリティ強化対策検討支援業務委託料799万2,000円、施設外ネットワーク整備業務委託料304万4,000円及び施設内ネットワーク整備業務委託料1,897万5,000円につきましては、マイナンバー制度の施行を前に、多くの住民情報を扱う自治体にとって改めて重大な警鐘となる事案が生じている現状を踏まえて発出された総務大臣通知を受けて、本町においても、現在のネットワーク環境及び庁内LAN環境等の状況を踏まえて、インターネット系やLGWAN接続系などの外部接続及び基幹系や内部事務系などについて一層強化を図るための

措置及びこれらの監視等に係るコンサルティング業務について対応するための予算の追加でございます。

その次のコミュニティ助成事業助成金740万円につきましては、執行見込みによる減額でございます。

次に、地域安全対策事業に係る土地取得費220万円につきましては、竜王警察官駐在所の機能拡大に係る土地取得費の追加でございます。

次に、ふるさと納税推進報償費3,500万円につきましては、昨年11月に制度拡充いたしましたふるさと寄附制度について、本制度に基づく寄附金の今年度の決算見込みによる2分の1の謝礼品に係る報償費の増額でございます。

その次の既存地籍調査データ数値情報化業務委託料124万5,000円につきましては、今年度の地積調査事業において予定していたところですが、これに充当を予定しておりました国庫補助金における補助対象経費について、県との協議に時間を要していることにより、今回全額を減額するものでございます。

次に、個人番号関連委任事務負担金211万2,000円でございますが、国において、マイナンバーカードの国における交付想定枚数の増加に伴い追加補正が行われたことを受けて、このうち本町に相当する分について、これを増額するものでございます。

次の、自立支援給付費2,000万円及び重度障害者地域包括支援事業費補助金368万7,000円につきましては、いずれも執行見込みによる増額及び減額、次の国保特別会計（事業勘定）繰出金1,134万2,000円につきましては、国保保険基盤安定負担金の確定に伴う増額、次に、臨時福祉給付事業システム開発業務委託料183万8,000円、臨時福祉給付金348万6,000円、介護保険特別会計繰出金410万6,000円、後期高齢者医療負担金650万8,000円及び低年齢児保育保育士等特別配置事業費補助金600万円につきましては、いずれも今年度の執行見込みによるそれぞれ減額、その次の子ども・子育て支援システム改修業務委託料129万6,000円につきましては、保育料における第3子の利用者負担無料化等に係る国の制度改正に伴うシステム改修費用の追加、次のページへまいりまして、過年度地域住民生活等緊急支援交付金、地方創生先行型でございますが、返還金92万4,000円につきましては、執行見込みにより、平成26年度国補正予算を受けた「りゅうおう子育て応援団事業」に係る超過交付分の返還金の追加、次の保育所運営費249万円8,000円につきましては、人事院勧告に伴い、保育所公定価格に含まれる人件費

分が増加することによる増額、次のワクチン接種委託料280万円、妊婦健診事業委託料230万円及び合併処理浄化槽設置整備事業費補助金107万8,000円につきましては、それぞれ各業務の執行見込みによる減額、次の、農地集積協力助成金442万2,000円につきましては、本助成金の交付対象について、このうち、水稻までを含めた一元管理を行った場合に該当する地域集積助成金において弓削が交付対象となったことを受けて、この交付見込みにより今回増額するものでございます。

次の、担い手確保・経営強化支援事業補助金3,827万4,000円につきましては、平成27年度国補正予算において、人・農地プランに位置づけられた担い手に対して、機械設備等の整備に係る事業費に対して補助金を交付する制度が盛り込まれたことを受けて同補助金の追加、次の、土産土法ビジネス推進報償費188万円及び環境保全型農業直接支払交付金647万8,000円につきましては、執行見込みによる減額、次の農林公園施設管理事業の駐車場拡幅工事340万円につきましては、当該工事の実施設計を受けて、係る工事請負費について不足が見込まれることから、今回これを増額させていただくものでございます。

その次の、多面的機能支払交付金511万3,000円、有害鳥獣駆除防護柵設置補助金284万4,000円につきましては、県の交付決定及び国の補助単価変更に伴うそれぞれ減額、次の、定住促進住宅新築・リフォーム助成事業助成金240万円につきましては、執行見込みによる減額、その次の過年度地域住民生活等緊急支援交付金、地域消費喚起型でございますが、返還金2万円及び過年度地域住民生活等緊急支援交付金、地方創生先行型でございますが、返還金49万9,000円につきましては、それぞれの執行見込みにより、平成26年度国補正予算を受けた「プレミアム商品券の交付等に係る事業」及び「子育て応援軽自動車購入助成事業」に係る超過交付分の返還金の追加、次の、町道山面鏡西線道路新設調査業務委託料159万6,000円及びその1つ下の、町道道路改良・舗装他工事103万4,000円につきましては、国交付金の交付決定額及び執行見込みに基づき、それぞれ減額するもの、次に、(仮称)町道殿山線道路測量設計業務委託料115万円につきましては、今回当該事業に係る国交付金の補助率変更を受けて、また当該補助事業費の効率的な執行のために、係る財源の振りかえとあわせて、今般単独事業費を増額するものでございます。

次の、下水道特別会計繰出金のうち、公共分に係る844万8,000円、竜王インター周辺地区整備費3億5,048万5,000円、教育委員会事務局

費・一般管理における臨時職員賃金420万円、小学校教育用コンピューター整備に係る電子通信機器等借上料475万円につきましては、執行見込みによるそれぞれ減額でございます。

その下の中学校における燃料費105万円の減額につきましても、今年度の執行見込みによる減額でございます。

次の、竜王幼稚園便所改修工事653万円及び償還金利子400万円につきましても、事業完了及び執行見込みによるそれぞれ減額でございます。

続きまして、未来につなぐふるさと交産基金積立金7,000万円につきましても、昨年11月の制度拡充を受けて、本制度に基づく寄附金の今年度の決算見込みを受けた同積立金の増額、次の、再生可能エネルギー等導入促進基金積立金105万4,000円につきましては、平成25年度において中学校体育館屋根に設置いたしました太陽光パネル等の設備によって生産された電気の活用により、同中学校の電気代の実質軽減分に相当する金額について、これを積み立てるため、今回増額するものでございます。

次の、中学校施設災害復旧事業につきましては、こちらも執行見込みによる77万9,000円の減額、次の人件費補正につきましては、人事院勧告に基づく増額、退職手当組合の積立金不足額に係る増額及び本年度の執行見込みによる各科目における増額及び減額を踏まえた、総額1,920万5,000円の増額でございます。

次に、繰越明許費でございますが、おのこの事業の遅延等によりまして、情報系システム開発・管理事業が81万円、情報セキュリティ強化対策事業が3,001万1,000円、地域安全対策事業が220万2,000円、第五次総合計画策定事業が59万9,000円、篠原駅周辺都市基盤整備事業が361万4,000円、住民基本台帳ネットワークシステム整備事業が361万7,000円、障害者施設整備等事業が720万円、子ども・子育て支援事業が129万6,000円、経営体育成支援事業が3,827万4,000円、農林公園施設管理事業が2,340万円、道路橋梁整備事業が1,090万円、竜王インター周辺地区整備事業が8,556万円、企業立地促進事業が30万円について、それぞれ地方自治法第213条第1項の規定により繰越明許措置をお願いし、平成28年度に繰り越して事業を執行させていただくものでございます。

また、次の地方債補正につきましては、そのほとんどが先ほど歳入補正予算において概要を申し上げましたとおり、各事業についてそれぞれ財源振替を含めた

増額及び減額、また地方道路等整備事業30万円及び消防防災施設整備事業債10万円につきましても、充当対象事業の減額に伴う減額でございます。

以上、まことに簡単でございますが、議第18号、平成27年度竜王町一般会計補正予算（第6号）の概要を申し上げ説明といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**○議長（小森重剛）** この際、申し上げます。ここで午後3時25分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後3時09分

再開 午後3時25分

**○議長（小森重剛）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き提案理由の説明を求めます。

竹山町長。

**○町長（竹山秀雄）** 次に、議第25号から議第33号までの9議案につきまして提案理由を申し上げます。

議第25号、平成28年度竜王町一般会計予算につきましては、一般会計予算の総額は、歳入歳出総額それぞれ62億4,100万円と定めるものでございます。前年度当初予算と比較いたしますと、総額で1億3,400万円の増加、率にして2.2%の増となるものでございます。

平成28年度予算に係ります基本的な方針等は、先ほど述べました行政執行方針のとおりでございますが、新規事業など主な内容につきまして第五次竜王町総合計画における基本理念に基づいて申し上げますと、まず、「豊かな自然と歴史を誇れるまちづくり」といたしましては、昨年度に引き続き、農業や農村の多面的機能の発揮のため、地域活動等に対する支援として多面的機能支払交付金事業について、また、農業水利施設の整備として実施される県営日野川土地改良事業に係ります相応の負担をしております。

次に、「みんなが安心して暮らせるまちづくり」といたしましては、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、子育て支援としての利用者支援事業、放課後児童支援員等処遇改善等事業、重度心身障害者支援施設等の整備に係る負担金及び補助、保育所運営に係る負担金、墓地緑化等環境整備モデル事業、水防施設の整備に向けた防災基盤整備事業などを実施いたしてまいります。

次に、「チャンスを活かすたくましいまちづくり」といたしましては、新たな取り組みとして、畜産の生産基盤の確保及び国際競争力強化のための畜産競争力

強化対策整備事業、定住促進のため住宅新築・リフォーム助成事業、子育て応援軽自動車購入助成事業の実施、さらに町有地等の住宅地整備等についての可能性を探るための定住化促進事業、また、地域おこし協力隊事業、農林公園施設における駐車場トイレ設置工事、滋賀竜王工業団地の整備に係る事業を実施したいと考えております。

次に、「町民と行政の協働により築くオリジナルのまちづくり」といたしましては、第五次総合計画後期計画及び総合戦略がスタートすることを踏まえて、取り組み周知及び推進を図るための第五次総合計画推進事業及び総合戦略推進事業、住民と行政がともに住みよいまちを築く取り組みとなる自発的な活動を促進するような、まちづくりに資する活動を行う団体等に対して補助金を交付するまちづくり活動支援事業、昨年度に引き続き妹背の里施設の屋根修繕、また、スーサー・マリー市中学生交流受入事業等を実施いたしてまいります。

なお、引き続き第五次竜王町総合計画を基礎としながら、今年度中に策定する総合戦略等における人口減少及び地域活性化等に係る課題を乗り越えた上で、竜王町が目指すまちづくりの実現に向けて町行政が一丸となり、着実に各施策を進めさせていただくとともに、議員各位の格別の御理解と御協力を賜りながら、鋭意取り組んでまいりたいと存じます。

次に、議第26号、平成28年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算につきましては、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ12億9,030万円と定めるものでございます。前年度当初予算と比較いたしますと70万円の減額、率にしますと0.1%の減となるものでございます。

主な内容といたしましては、歳出では、保険給付費が前年度に比べて210万5,000円の減額、率にして0.3%の減、内訳として、療養諸費が189万5,000円の減額、高額療養費が78万円の増額、葬祭諸費が15万円、出産育児諸費が84万円のそれぞれ減額でございます。後期高齢者支援金等につきましては、平成26年度精算金により982万円の減額、介護納付金につきましては、第2号被保険者数の減少により2,138万円の減額、共同事業拠出金につきましては、平成27年度から医療費の下限が1円に変更されたこと及び過去3カ年の平均医療費の算定により、3,023万円の増額としております。

また、保健事業費につきましては、特定健診及び若年健診の受診率見込みにより207万1,000円の増額でございます。

歳入につきましては、歳出に対して国庫支出金、県支出金、療養給付費等交付

金、共同事業交付金及び前期高齢者交付金を、ルールに従いそれぞれ見込ませていただいております。つきましては、適正に事務処理を行い、歳出に見合う税率となるよう改正を慎重に検討しつつ、財政調整基金より繰り入れを行いながら安定した財政運営を図るとともに、税の公平性の観点からも、引き続き未納対策にも努めてまいります。

次に、議第27号、平成28年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）予算につきましては、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ医科1,130万円及び歯科5,150万円と定めるものでございます。

前年度当初予算と比較いたしますと、医科につきましては310万円の増額、率にして37.8%の増となり、歯科につきましては10万円の増額、率にして0.2%の増となるものでございます。

医科につきましては、平成28年度より新たに2年間、指定管理者制度による管理運営を行い、地域医療の充実を図ってまいります。

歯科につきましては、これまでどおり歯科保健センターを中心に予防啓発に努め、外来診療を中心に、早期予防並びに早期治療に取り組んでまいります。また、健康推進並びに福祉部門と連携し、保健事業や介護予防事業にも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、議第28号、平成28年度竜王町学校給食事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ5,940万円と定めるものでございます。前年度当初予算と比較いたしますと150万円の減額で、率にしますと2.5%の減としております。

歳入といたしましては、給食負担金が5,929万6,000円、繰越金が10万円、諸収入として、預金利子と消費税還付金で4,000円を計上いたしております。

歳出といたしましては、給食に係る資材費等でございます。

次に、議第29号、平成28年度竜王町下水道事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ6億6,900万円と定めるものでございます。前年度当初予算と比較いたしますと、1,160万円の減額、率にして1.7%の減となるものでございます。

農業集落排水事業につきましては、2地区2処理施設のさらなる効率的な維持管理と、事業運営に努めてまいりたいと考えております。

一方、公共下水道事業につきましては、面整備の完了いたしました地区ごとに

供用開始を行い、施設の維持管理に努めているところでございますが、皆様方の御理解、御協力をいただきまして、さらなる水洗化の促進に努めてまいりたいと考えております。

また、平成27年度の工事をもっておおむね面整備が完了し、維持管理の時代へ移ってきていることから、現在の資産把握を行うこととあわせまして、平成29年度からの地方公営企業法適用に向けた例規整備、会計システムの構築の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、議第30号、平成28年度竜王町介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8億5,380万円と定めるものでございます。前年度の当初予算と比較しますと、80万円の増額で、率にして0.1%の増となります。

歳出の保険給付費につきましては、要介護認定を受けられた方の介護サービス等諸費や、要支援認定を受けられた方の介護予防サービス等諸費、住民税非課税等の低所得者の方の施設利用に対する補足的給付として、特定入所者介護サービス等費で1,685万円の減でございます。

地域支援事業費につきましては、介護予防・生活支援サービス事業費、一般介護予防事業費、包括的支援事業・任意事業費により、地域支援事業費全体として、1,635万2,000円の増でございます。

保険給付費、地域支援事業費の増減要因としては、主には、地域密着型介護サービス給付費の減、また、平成28年度から介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業を実施することから、要支援1、要支援2の方が利用されていた介護予防通所介護、介護予防訪問介護が、保険給付費から地域支援事業費へ振りかえられたことによるものです。

歳入につきましては、介護保険料が2億552万2,000円で、前年度に比べ1,434万円の増と見込んでおります。その他国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金につきましては、保険給付費や地域支援事業費の費用負担のルールに基づき、収入額を見込んでおります。

今後とも、介護保険制度を持続可能なものとし、適正な介護サービスが受けられるよう健全な財政運営を行い、地域で安心して暮らすことのできるまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

次に、議第31号、平成28年度竜王町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ9,380万円と定めるもの

でございます。前年度当初予算と比較いたしますと、420万円の増、率にして4.7%の増となるものでございます。

歳入の主な内容につきましては、後期高齢者保険料は6,639万8,000円で、前年度と比べて336万7,000円の増額でございます。繰入金は2,719万4,000円で、前年度と比べて83万3,000円の増額でございます。これは、事務費に係る分及び保険料軽減に係るルール分でございます。諸収入は20万5,000円で、前年度と同額でございます。

次に歳出の主な内容につきましては、総務費は124万3,000円で前年度と比べて18万2,000円の増額でございます。後期高齢者医療広域連合納付金は、9,235万6,000円で前年度と比べて401万8,000円の増額でございます。これは、後期高齢者医療の被保険者が納めた保険料等を、滋賀県後期高齢者医療広域連合へ納付するものでございます。諸支出金は、20万1,000円で前年度と同額でございます。

次に、議第32号、平成28年度竜王町水道事業会計予算につきましては、収益的収入の予定額を3億6,606万3,000円及び収益的支出の予定額を3億6,605万4,000円、資本的収入の予定額を1億4,080万円及び資本的支出の予定額を2億8,510万5,000円と定めるものでございます。

水道事業につきましては、ライフラインの基盤整備として、今日的な課題である管路施設の耐震化について、年次計画による改良を進め、安全で安心な水道水の供給ができるよう一層の努力を行います。あわせて、経営の健全化と、施設の効率的な維持管理に努め、さらに公営企業としての経済性を発揮するよう、一層の努力をいたすものでございます。

続きまして、議第33号、町道路線の認定についてにつきましては、交通の利便性を図るべく、町道認定をお願いするものでございます。

町道殿山線については、主要地方道彦根八日市甲西線と町道山之上エビス線を結ぶ路線として、交通の利便性及び隣接する土地の有効利用が図れますことから、町道殿山線として新規の認定をお願いするものでございます。

以上をもちまして、議第3号から議第33号までの31議案につきまして説明を申し上げたところでございますが、議第25号、議第26号、議第27号、議第29号、議第30号及び議第32号の詳細につきまして、順次各担当課長より説明させますので、よろしく御審議を賜り、御承認をいただきますようお願い申し上げます、提案理由とさせていただきます。

○議長（小森重剛） 奥総務課長。

○総務課長（奥 浩市） ただいま、町長から議第25号、平成28年度竜王町一般会計予算について提案理由の説明があったわけですが、さらにその内容について、お手元に配付いたしております提出議案説明資料に基づき御説明申し上げます。

まず、133ページをごらんいただきたいと思います。

歳入予算の状況でございますが、町税が28億7,093万3,000円で、前年度に比べまして2億4,406万円の減、率にして7.8%の減と見込んでおります。これは、固定資産税について町内企業の動向等を踏まえつつ、償却資産の一部回復により997万円の増、町たばこ税について1,000万円の増とする一方で、個人町民税について223万円の減、法人町民税につきましても、国の税制改正、町内企業の業績回復が短期的には見込みにくい状況等から、2億6,679万円の減としたことによるものでございます。

地方譲与税につきましては、総務省推計値及び直近数年間の歳入傾向を踏まえ、200万円の減と見込んでおります。また、同様の理由により、県税交付金につきましても100万円の増と見込んでおります。

地方特例交付金につきましては、昨年度と同額の600万円としております。

地方交付税につきましては、平成27年度に引き続いて2年連続で普通交付税が交付となる見込みとなることから、特別交付税を含めた地方交付税総額としましては、1億3,200万円の増、率にして660.0%の増としております。

分担金及び負担金については7,738万7,000円とし、前年度に比べて366万9,000円の増、率にして5.0%の増としております。

使用料及び手数料につきましては3,138万9,000円とし、前年度に比べ201万6,000円の減、率にして6.0%の減としております。

国庫支出金につきましては、滋賀竜王工業団地造成に係る事業費に対する社会資本整備総合交付金の増加及び平成27年度国補正予算にて計上された新たな給付金を含めた臨時福祉給付金の増加等により7億5,722万8,000円とし、前年度に比べて1億2,591万4,000円の増、率にして19.9%の増としております。

県支出金については、畜産競争力強化対策整備事業費に対する補助金が皆増等となることから5億4,411万4,000円とし、前年度に比べまして1億4,675万3,000円の増、率にして36.9%の増としております。

繰入金につきましては、平成27年度において拡充いたしました竜王町未来につなぐふるさと交電寄附制度を受けまして、寄附の際に伺った御意向に沿った各行政分野に対して充当するため、同基金からの繰り入れ5,000万円を、また、不足する一般財源に充てるため、財政調整基金からの繰り入れ2億5,714万5,000円を、教育厚生施設等基金から1,150万円を繰り入れる等、繰入金総額といたしまして3億2,784万5,000円、32.2%の減としております。

諸収入につきましては、滋賀竜王工業団地整備に係る事業分の減額等により、前年度に比べ20.5%の減、総額で6億2,971万2,000円を計上しております。

町債につきましては、3億5,820万円を計上しておりまして、前年度に比べ2億2,100万円、率にして161.1%の増となっております。これは、普通交付税の交付を見込むことに伴う臨時財政対策債等によるものでございます。

次に、149ページをごらんいただきたいと思います。

主な事業等を、第五次竜王町総合計画の基本理念に基づく分類ごとに申し上げますと、まず、「豊かな自然と歴史を誇れるまちづくり」でございますが、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動等に対する支援を行う多面的機能支払交付金事業が5,151万3,000円、田んぼの学校推進事業が18万円、農業水利施設の整備に係る県営日野川土地改良事業が560万円などがございます。

次に、「みんなが安心して暮らせるまちづくり」でございますが、消費者行政推進対策費が169万8,000円、150ページにまいりまして、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業が398万9,000円、子育て支援としての利用者支援事業が405万8,000円、放課後児童支援員等処遇改善等事業が307万8,000円、重度心身障害者支援施設の整備に係る負担金及びやまびこ福祉会による施設整備補助を含めた障害者施設整備等事業が1,295万3,000円、保育所運営に係る負担金として、保育所運営費が2億2,144万7,000円、墓地緑化等環境整備モデル事業が1,195万円、水防施設の整備に向けた防災基盤整備事業が665万2,000円、国民健康保険事業特別会計の事業勘定への繰出金7,040万3,000円、後期高齢者医療費1億4,879万3,000円等を計上しております。

次に、「チャンスを活かすたくましいまちづくり」でございますが、ふるさと

納税推進費が4,098万2,000円、畜産の生産基盤の確保及び国際競争力強化のための畜産競争力強化対策整備事業が1億2,195万3,000円、子育て応援軽自動車購入助成事業が110万円、151ページにまいりまして、地域の活性化に意欲のある都市住民を受け入れ、観光振興等を創造するとともに、定住・定着を図るための地域おこし協力隊事業814万1,000円、定住促進住宅新築・リフォーム助成事業が1,000万円、農林公園施設における駐車場トイレ設置に係る工事費等を含めた農林公園施設管理事業が3,865万7,000円、竜王インター周辺地区整備費が8億1,390万円、定住化促進事業が563万3,000円などがございます。

次に、「町民と行政の協働により築くオリジナルのまちづくり」でございますが、第五次総合計画推進事業及び総合戦略推進事業が22万8,000円、まちづくり活動支援事業が80万円、妹背の里施設の屋根修繕工事を含む妹背の里管理運営事業が4,205万2,000円、スーサー・マリー市中学生交流受入事業が101万7,000円、学校支援地域本部事業が212万6,000円などがございます。

次に、「その他」といたしまして、町長選挙費が780万円、参議院議員選挙費が780万円、人事考課制度運用事業140万9,000円、議員研修事業が111万3,000円、固定資産評価替調査事業が1,181万5,000円などがございます。

続きまして、議案書123ページをごらんいただきたいと思います。

第2表、債務負担行為につきましては、地域福祉計画策定業務が373万7,000円、高齢者保健福祉計画策定業務が378万円、健康いきいき竜王21プラン策定業務が253万円、八日市布引ライフ組合（斎苑）負担金、施設整備負担金でございますが、平成31年度までにおいて1億8,400万円、小規模企業者小口簡易資金に係る保証債務について、平成28年度から平成40年度までの間において115万2,000円の範囲内における損失補償、さらに、竜王インター周辺地区整備事業として、平成29年度分となる2,200万円、消防団員用制服等整備業務150万円につきまして、それぞれ限度額の設定をお願いするものであります。

次に、124ページの第3表、地方債につきましては、社会福祉施設整備事業が580万円、八日市布引ライフ組合に係る布引斎苑施設整備事業が130万円、農林公園施設に係る社会資本整備事業が1,100万円、防災安全に係る社会資

本整備事業が2,280万円、地方道路等整備事業が360万円、消防防災設備整備事業が90万円、防災対策事業が480万円、臨時財政対策債が3億800万円につきまして、それぞれ限度額の設定をお願いするものでございます。

また、ページ戻りまして116ページの第4条地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入限度額につきまして、その上限を20億円として定めるものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議第25号、平成28年度竜王町一般会計予算の概要を申し上げ、説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**○議長（小森重剛）** 知禿住民課長。

**○住民課長（知禿雅仁）** 続きます、議第26号、平成28年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算につきまして、その内容を御説明申し上げます。お手元の特別会計の歳入歳出予算に関する説明書、3ページからごらんいただきたいと思っております。

歳入ですが、ページめくっていただきまして国民健康保険税は2億5,633万7,000円で、前年度と比較いたしますと305万1,000円の減額となります。

国庫支出金については、療養給付費等負担金として、歳出の保険給付費等から福祉医療の波及増分を減額された額、老人保健拠出金、後期高齢者支援金、介護納付金のそれぞれおよそ32%を見込んでおり、1億4,387万円を計上しております。保険給付費の支出見込みにより、前年度と比べて3,760万8,000円の減額でございます。

高額医療費共同事業負担金は、80万円以上の高額な医療費に対して、県内各市町があらかじめ負担しておいた拠出金を財源として費用負担を調整する制度ですが、その拠出金の国の負担分の4分の1を見込んでおり、838万円を計上しております。これは、県についても同額の負担がございます。平成20年度から各医療保険者へ特定健康診査が義務づけられました。その費用の国の負担分は、110万5,000円を計上しております。こちらも県において同額の負担がございます。

5ページの財政調整交付金につきましては、市町村間の財政不均衡を是正するものですが、保険給付費の支出見込みにより4,350万9,000円で、前年度と比べて954万円の減額でございます。

次に、療養給付費等交付金は7,308万円で、前年度と比べて1,489万5,000円の減額でございます。これは、社会保険診療報酬支払基金から退職者医療費の費用として支払われるものでございます。退職被保険者制度は、制度の廃止の方針により新規の適用ができないことから、年々退職被保険者数が減少するため、大幅な減額となるものでございます。

次に、前期高齢者交付金は、3億7,381万7,000円で、前年度と比べて1億295万円の増額でございます。これは、65歳から74歳までの医療費について、国民健康保険と被用者保険での医療費負担の不均衡を各保険者の加入数に応じ調整する仕組みであり、社会保険診療報酬支払基金が行われます。

6ページの県支出金につきましては、県の補助事業として実施する福祉医療の波及分での国庫補助の減額分を補填するもので、保険給付対策費補助金として、昨年度と同額の107万3,000円を計上しております。

財政調整交付金は、5,217万1,000円で、前年度と比較しますと1,263万9,000円の減額でございます。

次に、高額医療費共同事業負担金は、国庫支出金と同様に、拠出金の4分の1を見込んでおります。特定健康診査等負担金も国庫支出金と同様に、県の負担分として見込んでおります。

7ページの共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金につきましては、2億4,847万円を計上しております。これは、高額な医療費となった場合に、県内各市町があらかじめ負担しておいた拠出金を財源として費用負担を調整する制度で、前年度と比べて714万円の減額でございます。

次に、一般会計繰入金は7,040万3,000円で、保険基盤安定の拡充などにより、前年度と比べて1,338万9,000円の増額でございます。

8ページの繰越金につきましては658万4,000円で、前年度と比べて59万7,000円の減額でございます。

8ページから10ページの諸収入につきましては192万円で、前年度と比べて13万3,000円の増額でございます。

次に、歳出でございます。

11ページをごらんください。

総務管理費につきましては、482万2,000円を計上しております。内容といたしましては、被保険者証の印刷発行、国保連合会電算レセプト処理手数料、国保連合会負担金、一般事務経費などで、前年度と比べて3,000円の減額で

ございます。

12ページをごらんください。

徴税費につきましては137万5,000円、運営協議会費につきましては26万1,000円でございます。

次に、国保の本体部分であります保険給付費でございます。

一般被保険者療養給付費につきましては、6億3,831万円を計上しております。これは、就学前までの方は8割、就学後から70歳未満の方は7割、70歳から75歳までの方は8割の現物給付でございます。前年度と比べて1,313万円の増額でございます。

退職被保険者等療養給付費につきましては、5,274万円を計上しております。被保険者数の減少により、前年度と比べて1,422万円の減額でございます。

一般被保険者療養費につきましては718万円、退職被保険者等療養費につきましては76万円、審査支払手数料につきましては213万円でございます。

高額療養費につきましては、一般被保険者高額療養費は7,717万円で、前年度と比べて482万円の増額、退職被保険者等高額療養費は740万円で、前年度と比べて404万円の減額でございます。

一般被保険者高額介護合算療養費及び退職被保険者等高額介護合算療養費につきましては、前年と同額でございます。

葬祭諸費につきましては90万円で、前年度と比べて15万円の減額でございます。

移送費につきましては、前年と同額でございます。

出産育児諸費につきましては420万円で、前年度と比べて84万円の減額でございます。

15ページの後期高齢者支援金等につきましては1億3,940万円で、前年度と比べて982万円の減額でございます。これは、各保険者が後期高齢者の医療費のうち、患者負担分以外の部分の10分の4を支援するものであり、社会保険診療報酬支払基金の取りまとめとなります。

前期高齢者納付金等は、歳入でもありました前期高齢者交付金の逆で、65歳から74歳までの医療費について、国民健康保険と被用者保険での医療費負担の不均衡を各保険者の加入数に応じ調整する仕組みであり、竜王町国保としての負担金が19万円で、前年度と比べて1万5,000円の減額でございます。

16ページの介護納付金につきましては4,551万円で、前年度と比べて2,138万円の減額でございます。これは、国民健康保険税の介護納付金分と国県支出金などを合わせて社会保険診療報酬支払基金へ納付するものです。

次に、共同事業拠出金の高額医療費共同事業拠出金につきましては3,352万円で、これは、80万円以上の高額な医療費に対して、県内各市町があらかじめ負担しておいた拠出金を財源として、費用負担を調整する制度でございます。ただし、財源の一部として、国及び県が4分の1ずつ負担しているものです。

また、保険財政共同安定化事業拠出金は2億3,924万円で、これは、1円以上80万円未満の医療費が対象となり、県内市町の拠出金を財源として支給される制度でございます。

次の、保健事業費につきましては、国保の保険者として、40歳以上の被保険者について特定健康診査等の実施が義務づけられましたことで、特定健康診査等実施計画により健診受診率向上に努めるとともに、国保若年層の健康診査についても実施してまいりますことから、特定健康診査等事業費は1,870万2,000円、18ページの保健衛生普及費につきましては、663万3,000円でございます。

19ページの基金積立金は、9万5,000円で、財政調整基金の利息分でございます。

諸支出金の償還金及び還付加算金は前年と同額、繰出金は、歳入で国から収入しました特別調整交付金を施設勘定（歯科・医科）予算へ繰り出すもので、304万4,000円でございます。

今後も、保健センターとともに、国保被保険者の健康づくりや保健事業の推進及び情報提供など健康づくりの支援をさせていただき、もって、健康寿命の伸展と医療費の適正化に努め、国保財政健全運営にさらに努めたいと考えております。

以上、まことに簡単ではございますが、議第26号、平成28年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算の概要を申し上げ、説明とさせていただきます。

**○住民課長（知禿雅仁）** 続きます、議第27号、平成28年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）予算につきまして、その内容を御説明申し上げます。

特別会計の歳入歳出予算に関する説明書27ページをごらんいただきたいと思います。

医科につきましては、新たに指定管理者制度により、管理運営を医療法人社団弓削メディカルクリニックにお願いすることから、診療収入は過年度分のみの計上でございます。

28ページの財産収入につきましては43万6,000円で、財政調整基金の利息と保険調剤薬局への普通財産の貸し付けによるものでございます。

事業勘定繰入金につきましては、診療施設整備に対する調整交付金104万4,000円の繰入金でございます。

財政調整基金繰入金につきましては、平成28年度の指定管理料と施設整備に支払うための費用として、971万円を計上しております。

歳出でございますが、30ページに、診療施設の運営維持管理としまして、総務費は743万2,000円を計上しております。内訳として、700万円が指定管理料でございます。診療所医療用機械器具としまして、レントゲン機器の更新整備のための備品購入費として、323万2,000円を計上しております。

31ページの基金積立金は12万1,000円で、財政調整基金の利息分でございます。

医科診療所では、今年度も指定管理者制度を活用し、民間の医療機関のお力をお借りしまして、さらに地域住民の健康保持増進と疾病予防、早期発見、早期治療に努めるとともに、保健、福祉、医療の連携を図りながら、地域に根差した安定した医療・保健事業に努めてまいります。

次に、歯科でございますが、35ページの外来収入は、診療所運営の主要な収入としまして4,159万7,000円を計上し、36ページの介護サービス収入につきましては、100万2,000円を計上しております。

事業勘定繰入金の200万円は、歯科保健センター運営に対する国庫補助200万円の繰入金でございます。

一般会計繰入金につきましては、前年度と同額の500万円でございます。

歳出でございますが、39ページから43ページにかけて、総務費としまして、歯科診療所の施設管理費及び町民皆様の歯科保健を担っております歯科保健センターの管理費として、4,323万6,000円を計上しております。

次の医業費につきましては、793万8,000円を計上しております。

基金積立金につきましては2万5,000円で、財政調整基金の利子分でございます。

本年度も、むし歯予防に効果が見られるフッ素塗布・フッ素洗口を継続し、

「80歳になっても20本の健康な自分の歯を」という「8020運動」を目標に、保健センター、町内の歯科医院、医科診療所並びに医療機関、地域等との連携を図りながら、乳幼児から高齢者までを対象に、健康づくりは「健康な歯から」「治療より予防」を合い言葉に、診療業務とあわせて各ライフステージに合った歯科保健事業に努めてまいります。また、在宅医療や糖尿病ケアにおいて医科と歯科の連携は大変重要であり、圏域連携も視野におきながら、事業推進に取り組んでまいります。

以上、まことに簡単ではございますが、議第27号、平成28年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）予算の概要を申し上げ、説明とさせていただきます。

**○議長（小森重剛）** 徳谷上下水道課長。

**○上下水道課長（徳谷則一）** 続きまして、議第29号、平成28年度竜王町下水道事業特別会計予算につきまして、その内容を御説明申し上げます。

議案書につきましては138ページを、竜王町特別会計の歳入歳出予算に関する説明書につきましては、61ページをごらんください。

歳入歳出の予算の総額を、歳入歳出それぞれ6億6,900万円と定めるものでございます。前年度と比較しますと、1,160万円の減額となるものでございます。

歳入の関係でございますが、63ページのその主な収入といたしましては、分担金及び負担金として165万7,000円、これは、平成28年度で新たに供用開始を行う地区の受益者分担金等でございます。

次に、農業集落排水及び公共下水道の使用料といたしまして、1億7,627万6,000円を計上させていただいております。その内容としましては、農業集落排水が835万6,000円と、公共下水道が1億6,792万円であります。

次に、64ページの国庫補助金として、200万円を計上させていただいております。前年度比較では、850万円の減額でございます。

次に、65ページの繰入金でございますが、一般会計からの繰入金2億8,884万6,000円を計上させていただいております。その内容としまして、農業集落排水事業分として1,673万4,000円、公共下水道事業分2億7,211万2,000円として繰り入れをお願いするもので、前年度比較では、1,442万1,000円の減額でございます。

次に、66ページの町債であります。1億9,970万円を計上させていただいております。その内容といたしましては、特定環境保全公共下水道事業債1億5,940万円と、琵琶湖流域下水道事業債3,880万円と、農業集落排水事業債150万円であります。前年度比較では970万円の増額となるもので、これは、償還元金の増加による資本費平準化債の増額及び公営企業会計適用債の増額、特定環境保全公共下水道事業債の減額に伴うものでございます。

次に、67ページの歳出の関係でございますが、その主な支出といたしましては、農業集落排水事業の一般管理費及び施設管理費といたしまして、1,757万4,000円を計上させていただいております。前年度比較では、95万1,000円の増額となります。

農業集落排水事業の内容といたしましては、電気代が226万2,000円、施設修繕費が488万円、農村下水道使用料等関連業務、農村公共下水道公営企業法適化支援業務及び処理場等の管理委託料1,014万8,000円でございます。

次に、68ページから70ページにかけましての公共下水道事業費の一般管理費及び施設管理費といたしましては、1億4,118万9,000円を計上させていただいております。前年度比較では、1,634万1,000円の増額となるものでございます。これは、公共下水道公営企業法適化支援業務の増額及び雨天時浸入水対策調査業務によるものです。

公共下水道事業の内容といたしましては、人件費1,456万2,000円、電気代204万5,000円、施設修繕費238万9,000円、公共下水道使用料等関連業務、公共下水道公営企業法適化支援業務及び企業会計システム導入業務、雨天時浸入水対策調査業務、流域投入点等水質調査及び施設の維持管理業務委託料3,663万8,000円、また、県に支払います流域下水道維持管理負担金6,944万9,000円、公課費1,340万円でございます。

次に、71ページの公共下水道管渠築造費といたしまして、3,513万4,000円を計上させていただいております。前年度比較としましては、2,376万4,000円の減額となるものです。その内容としましては、人件費が533万2,000円、工事請負費といたしまして500万円で、大丸企業団地の舗装本復旧工事及びマンホール蓋取替工事を予定しております。また、県に支払います流域下水道事業建設負担金2,385万8,000円でございます。

次に、72ページの公債費でございますが、4億7,460万3,000円を

計上させていただいております。前年度比較では、512万8,000円の減額となるものです。これは、償還金利子の減額によるものでございます。その内容としましては、農業集落排水事業債・公共下水道事業債・流域下水道事業債の元金償還金が3億6,596万5,000円と、同利子償還金が1億833万8,000円、一時借入金金利子が30万円であります。

次に、議案書の138ページ、第2条の地方債の関係でございますが、142ページの第2表に地方債の限度額といたしまして、1億9,970万円の予定をしているものでございます。

次に、第3条の一時借入金の最高額を5億円と定めているものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議第29号、平成28年度竜王町下水道事業特別会計予算の概要を申し上げ、説明とさせていただきます。

**○議長（小森重剛）** 嶋林福祉課長。

**○福祉課長（嶋林さちこ）** 続きまして、議第30号、平成28年度竜王町介護保険特別会計予算につきまして、その内容を御説明申し上げます。

お手元配付の、特別会計の歳入歳出予算に関する説明書の83ページをごらんいただきたいと思っております。

保険料でございますが、65歳以上の第1号被保険者保険料で、日本年金機構などで年金から徴収されます特別徴収保険料や普通徴収保険料で、2億552万2,000円で、前年度に比べ143万4,000円の増となっております。

国庫支出金につきましては、介護給付費負担金が1億4,557万7,000円、ページをめくっていただきまして、84ページ調整交付金が2,431万円、地域支援事業交付金の介護予防事業が485万8,000円、包括的支援事業・任意事業が889万1,000円のそれぞれルール分を計上しております。

支払基金交付金は、第2号被保険者の保険料を原資に、介護給付費交付金が2億2,252万7,000円、地域支援事業支援交付金が544万1,000円を計上しております。

県支出金は、介護給付費負担金が1億1,271万1,000円、地域支援事業交付金の介護予防事業が242万9,000円、包括的支援事業・任意事業が444万5,000円のそれぞれルール分を計上しております。

財産収入は、介護給付費準備基金の運用利子1,000円を計上しております。

85ページの繰入金につきましては、一般会計からの繰り入れとして1億1,707万9,000円を計上しており、その内訳は、介護給付費繰入金が9,9

33万8,000円、その他一般会計繰入金が1,086万4,000円、ページめくっていただきまして、86ページ、地域支援事業繰入金の介護予防事業が243万円、包括的支援事業・任意事業が444万7,000円でございます。次に歳出でございます。

88ページをごらんください。

総務管理費が118万5,000円、賦課徴収費が124万7,000円でございます。

介護認定に要する主治医意見書や認定調査委託費用、要介護認定申請に基づく認定調査や主治医意見書により要介護度を審査するために共同設置しております介護認定審査会への負担金を、介護認定審査会費として631万9,000円を計上しております。

91ページに移りまして、保険給付費でございますが、要介護認定を受けられた方々の居宅介護サービス、施設介護サービス、地域密着型介護サービスなどの介護サービス等諸費が7億5,107万円、92ページに移りまして、要支援認定を受けられた方々の介護予防サービス、介護予防サービス計画などの介護予防サービス等諸費が1,610万円、高額介護サービス等費が844万円、94ページに移りまして、特定入所者介護サービス等費が1,719万円、高額医療合算介護サービス等費が105万円、その他の保険給付費を含め、全体で7億9,470万円を計上しております。

施設介護サービスにかかる給付費が増加しているものの、地域密着型介護サービス給付費、介護予防サービス給付費等において減額しており、保険給付費全体としては1,685万円の減額でございます。

95ページの地域支援事業費につきましては、介護予防・生活支援サービス事業費が1,798万1,000円でございます。平成28年度から開始する介護予防・日常生活支援総合事業に係る負担金等でございます。

また、一般介護予防事業費につきましては、145万2,000円でございます。地域の介護予防活動の支援、リハビリテーションのノウハウの普及にかかるものでございます。

また、96ページから98ページの包括的支援事業・任意事業費が2,465万7,000円で、主に地域包括支援センター運営事業費のほか、配食サービス見守り事業や家族介護者支援事業に係る委託料、地域の医療・介護の資源の把握、在宅医療・介護連携の課題抽出及び対応策の検討等を行う在宅医療・介護連携推

進事業、生活支援コーディネーターとの連携を図り地域の互助を高める生活支援体制整備事業、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進する認知症総合支援事業に係るものでございます。

今後も、住民の皆様の健康づくり、特に介護予防の観点を重視した保健福祉サービス、また、平成28年度から開始する介護予防・日常生活支援総合事業の充実に努め、御本人が自立して地域で安心して老後を送っていただけるよう支援をさせていただき、適正な介護保険の運営に努めたいと考えております。

以上、まことに簡単ではございますが、議第30号、平成28年度竜王町介護保険特別会計予算の概要を申し上げ、説明とさせていただきます。

**○議長（小森重剛）** 徳谷上下水道課長。

**○上下水道課長（徳谷則一）** 続きまして、議第32号、平成28年度竜王町水道事業会計予算につきまして、その内容を御説明申し上げます。

まず、予算書の1ページ、第2条、業務の予定量といたしまして、給水戸数につきまして3,800戸、年間総配水量につきまして164万立方メートル、1日平均給水量につきまして4,300立方メートル及び主な建設改良事業といたしまして、今後の年次計画に基づく管路更新事業を実施するに当たり、これに係る事業費につきまして2億5,860万2,000円をそれぞれ予定するものでございます。

次に、第3条予算及び第4条予算につきましては、提出議案説明資料144ページの予算の概要によりまして御説明申し上げます。

第3条予算でございますが、収益的収入の予定額といたしまして、3億6,606万3,000円と定めたいものでございます。前年度と比較して80万5,000円の増額でございます。

収益的支出の予定額といたしましては、3億6,605万4,000円と定めたいものでございます。前年度と比較して671万1,000円の増額でございます。収益的収入の内訳といたしまして、営業収益が2億9,942万円、営業外収益が6,663万3,000円、特別利益が1万円でございます。

営業収益の主な収入といたしまして、給水収益が2億9,520万円で前年度と同額でございます。

営業外収益の主な収入といたしまして、補助金が3,156万円で前年度比較10万円の減額、長期前受金戻入が3,064万8,000円で、前年度比較11万3,000円の減額でございます。

特別利益の主な収入といたしまして、貸倒引当金戻入益が1万円で前年度と同額でございます。

次に、収益的支出の内訳といたしまして、営業費用が3億5,077万6,000円、営業外費用が1,507万8,000円でございます。

営業費用の主な支出といたしまして、県水受水費が1億7,559万円、減価償却費が7,545万2,000円、人件費が2,871万8,000円、委託料が3,613万5,000円でございます。その他の営業費用につきましては、ごらんいただいているとおりでございます。

営業外費用の主な支出といたしまして、支払利息が1,496万8,000円等でございます。

さらに、第4条予算でございますが、資本的収入の予定額といたしまして、1億4,080万円と定めたものでございます。前年度と比較して79万3,000円の増額でございます。

資本的支出の予定額といたしましては、2億8,510万5,000円と定めたものでございます。前年度と比較して5,738万4,000円の増額でございます。

資本的収入の主な収入といたしまして、建設改良費に伴います企業債が1億円、水道水源開発等施設整備費に係る補助金が2,500万円、祖父川河川工事に伴う配水管移設工事に伴う県負担金1,270万円等でございます。

資本的支出の主な支出といたしまして、管路布設替工事等の設計委託料及び工事費に係る改良事業費が2億5,860万2,000円、企業債償還金が2,350万3,000円等でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対しまして1億4,430万5,000円の不足となりますが、これにつきましては、建設改良積立金、過年度分及び当年度分の損益勘定留保資金並びに当年度分消費税資本的収支調整額で補てんさせていただくこととしております。

次に予算書の2ページをごらん下さい。

第5条で債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額といたしまして、水道管理システム更新及び保守業務委託を平成29年度から平成33年度までの期間、1,016万4,000円を限度額とし、第6条で企業債の限度額を1億円に、第7条で一時借入金の限度額を1,000万円に、第8条で議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、職員給与費2,8

71万8,000円、交際費2万円、第9条で一般会計から受ける補助金といたしまして3,156万円、第10条でたな卸資産購入限度額を500万円に定めたいものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議第32号、平成28年度竜王町水道事業会計予算の概要を申し上げ、説明とさせていただきます。

○議長（小森重剛） 以上で提案理由の説明が終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第34 議員派遣について

○議長（小森重剛） 日程第34 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第126条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣することにいたしたいと思います。

なお、緊急を要する場合は、議長においてこれを決定いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小森重剛） 異議なしと認めます。

よって、本件はそのように決定いたしました。

なお、派遣された議員は、派遣の結果を議長に報告していただくようお願いいたします。

本日の議事日程は、これで全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

散会 午後4時43分